改 正 前 改 正 後

(前略)

第2条 病院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成24年厚生労働省告示第76号)により、歯科診療以外の診療にあつては同告示別表第1医科診療報酬点数表及び歯科診療にあつては同告示別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額(消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の105を乗じて得た額)とする。

ア (略)

イ 分娩介助料 1回 <u>160,000 円 (130,000 円)</u> ただし、多児分娩の場合は、1児増すごとに 108,000 円 (78,000 円) を加算する。

分娩終了時刻が診療時間外又は深夜の場合は、 前記の額に次の金額をそれぞれ加算する。

時間外加算

<u>26,000 円</u> 39,000 円

深夜加算

多児時間外加算 1 児増すごとに 15,600 円

多児深夜加算 1児増すごとに <u>23,400円</u>

産科医療補償制度対象外の場合は、括弧内の料金とする。

ウ 文書料(法令に基づき無料で交付すべきものを 除く。)

普通診断書料

1 通につき 2,100 円

死亡診断書(死体検案書)料

1通につき 2,100円

特殊診断書料

自立支援医療に係る文書料

更生医療意見書料(初回申請時のみ)

1通につき 2,100円

育成医療意見書料(初回申請時のみ)

1通につき 2,100円

精神通院医療診断書料

1通につき 2,100円

特定疾患治療研究事業に係る臨床調査個人票

(診断書) 料

1通につき 2,100円

上記以外の診断書料 1 通につき 4,200 円

第2条 病院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成24年厚生労働省告示第76号)により、歯科診療以外の診療にあつては同告示別表第1医科診療報酬点数表及び歯科診療にあつては同告示別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円(第三者の行為によって生じた交通事故に係る自費診療にあつては20円)を乗じて得た額(消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の105を乗じて得た額)とする。

ア (同 左)

イ 分娩介助料 1回 <u>200,000 円 (170,000 円)</u> ただし、多児分娩の場合は、1児増すごとに 132,000 円 (102,000 円) を加算する。

分娩終了時刻が診療時間外又は深夜の場合は、 前記の額に次の金額をそれぞれ加算する。

時間外加算

<u>34,000 円</u> 51,000 円

深夜加算

多児時間外加算 1 児増すごとに 20,400 円

多児深夜加算 1児増すごとに 30,600円

産科医療補償制度対象外の場合は、括弧内の料金とする。

ウ 文書料(法令に基づき無料で交付すべきものを 除く。)

普通診断書料

1 通につき 2,100 円

死亡診断書(死体検案書)料

1通につき 2,100円

特殊診断書料

自立支援医療に係る文書料

更生医療意見書料(初回申請時のみ)

1通につき 2,100円

育成医療意見書料(初回申請時のみ)

1通につき 2,100円

精神通院医療診断書料

1通につき 2,100円

特定疾患治療研究事業に係る臨床調査個人票(診断書)料 1通につき 2,100円

自動車損害賠償責任保険に係る診断書料

1通につき 5,250円

上記以外の診断書料 1通につき 4,200円

証明書料 特殊証明書料 1 通につき 1,575 円 1 通につき 3,150 円

エ 〈 キ 【 (略)

ク 病衣貸与料 1日につき 70円 (67円) 消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲 渡等に該当する場合については、括弧内の料金と する。

タ 遺伝子検査料

家族性乳癌·卵巢癌

FBOC スクリーニング

1回につき 244,300円

FBOC シングルサイト

1回につき <u>46,600 円</u>

FBOC Nセット

1回につき 157,800円

FBOC N-Reflexセット

1回につき 106,200円

BRCA MLPA

1回につき 44,400円

チ 内視鏡下手術用ロボット支援を含む入院料

直腸がん 1回につき 1,910,000円 胃がん 1回につき 1,660,000円 子宮悪性腫瘍

単純子宮全摘術及び骨盤リンパ節郭清術によるもの 1回につき 1,490,000円 広汎子宮全摘術及び骨盤リンパ節郭清術によるもの 1回につき 1,490,000円 肺がん 1回につき 1,910,000円 縦隔腫瘍・胸壁腫瘍 1回につき 1,180,000円 腎腫瘍 1回につき 1,430,000円

ツ (略)

テ その他の保険給付外の諸料金 別表のとおり

(中略)

証明書料 1 通につき 1,575 円 特殊証明書料

自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書料

1通につき 4,200円

上記以外の証明書料 1 通につき 3,150円

ク 病衣貸与料 1日につき 105円 (100円) 消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲 渡等に該当する場合については、括弧内の料金と する。

タ 遺伝子検査料

家族性乳癌 • 卵巣癌

HBOC スクリーニング

1回につき 244,300円

HBOC シングルサイト

1回につき 46,700円

FBOC Nセット

1回につき 157,800円

BRCA MLPA

1回につき 44,400円

クイック HBOC

1回につき 318,400円

チ 内視鏡下手術用ロボット支援を含む入院料

直腸がん1回につき1,910,000円胃がん1回につき1,660,000円

子宮悪性腫瘍

単純子宮全摘術及び骨盤リンパ節郭清術によるもの 1回につき 1,490,000円 広汎子宮全摘術及び骨盤リンパ節郭清術によるもの 1回につき 1,490,000円 肺がん 1回につき 1,910,000円 縦隔腫瘍・胸壁腫瘍 1回につき 1,430,000円 腎腫瘍 1回につき 1,430,000円 膵体尾部腫瘍 1回につき 1,450,000円

ツ (同 左)

テ乳房マッサージ料1回につき2,200円トエンゼルケア料1回につき5,250円ナその他の保険給付外の諸料金別表のとおり

別表 保険給付外の診療に係る諸料金

第1表 医科諸料金

为1		
区分	金額(円)	
(1)		
(略)		
(12)		

(後略)

別表 保険給付外の診療に係る諸料金

第1表 医科諸料金

	区分	金額(円)
(1)		
}	· (同 左)	
(12)		
(13)	所生児聴覚スクリーニング	6,000
<u>検</u>	査料(1回につき)	<u>6, 000</u>

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。